

【付録2.1】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト:「業務ユニット」

| (3)PF準拠確認対象自治体業務アプリケーションユニットの申請リスト | | ★識別キー項目4 |
|--|--------------------|----------|
| 今回の準拠登録申請の対象自治体業務アプリケーションユニットのみに○をつける↓ | | |
| 番号 | 自治体業務アプリケーションユニット名 | 準拠確認対象 |
| 1 | 住民基本台帳 | |
| 2 | 印鑑登録 | |
| 欠番 | 外国人登録 | |
| 4 | 選挙人名簿管理 | |
| 5 | 固定資産税 | |
| 6 | 個人住民税 | |
| 7 | 法人住民税 | |
| 8 | 軽自動車税 | |
| 9 | 収滞納管理 | |
| 10 | 国民健康保険 | |
| 11 | 国民年金 | |
| 12 | 障害者福祉 | ○ |
| 13 | 後期高齢者医療 | |
| 14 | 介護保険 | |
| 15 | 児童手当 | |
| 16 | 生活保護 | |
| 17 | 乳幼児医療 | |
| 18 | ひとり親医療 | |
| 19 | 健康管理 | |
| 20 | 就学 | |
| 21 | 戸籍 | |
| 欠番 | 子ども手当 | |
| 23 | 児童扶養手当 | |
| 30 | 住登外管理 | |
| 50 | 財務会計 | |
| 51 | 庶務事務 | |
| 52 | 人事給与 | |
| 53 | 文書管理 | |

備考欄(前提条件や制限事項)

申請先：一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「自治体業務アプリケーションユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号： **K000311-0073** ★APPLICで記載

※赤字部分は、V2.9からV2.10の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2015
 ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.0
 ・プラットフォーム通信標準仕様V2.3

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(c) 申請者

団体名： **富士通株式会社** ★識別キー項目1

(d) 製品情報

代表製品名： **INTERCOMMUNITY21 MCWEL障がい者福祉** ★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等)： **V2** ★識別キー項目3

(3) PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎：対応、○：制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり) ↓

| 番号 | 要件 | 準拠ルール | 必須/選択 | 製品・システム確認 | APPLIC確認欄 |
|------|----------------------|--|-------|-----------|-----------|
| 12 | 障害者福祉 | 対象者の資格管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の【業務1-4,7,8,9(12障害者福祉),業務1-13】を参照) | | ◎ | ○ |
| 12-1 | 障害者福祉ユニットが提供する機能を持つ | 自治体業務アプリケーションユニットは、業務標準仕様の機能一覧の最下位レベルで定義される各機能を持つこと。なお、機能のグループや階層構造は機能一覧の内容と異なっても良い。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4】の機能一覧を参照) | 必須 | ◎ | |
| 12-2 | 障害者福祉ユニットのデータ項目を持つ | 自治体業務アプリケーションユニットは、利用側自治体業務アプリケーションユニットに対し、標準仕様のインタフェース仕様で規定されているデータ項目を提供できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7】のインタフェース仕様(ユニット)、【業務1-8】のデータ一覧を参照) | 必須 | ◎ | |
| 12-3 | 障害者福祉ユニットのインタフェースを持つ | 自治体業務アプリケーションユニットは、標準仕様のインタフェース一覧で規定されている、自治体業務アプリケーションユニットのSOAPのサービス呼び出しの応答インタフェースを持つこと。 インタフェース番号12-1: 識別番号⇒障害者福祉情報 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-9】のインタフェース一覧を参照) なお、上記インタフェースについて、標準仕様のWSDL定義に従うこと。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-11】のWSDL定義を参照) | 必須 | ◎ | |
| 12-4 | コード辞書に対応 | 自治体業務アプリケーションユニットは、利用側の自治体業務アプリケーションユニットとのデータ連携時(SOAP)に、標準仕様のコード辞書に定義された値に変換できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-13】のコード辞書を参照) | 必須 | ◎ | |
| 12-5 | PF通信機能を持つ | ①自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のPF通信機能(SOAP)を持つこと。 ②自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のXML定義仕様を満たすXMLの処理、及び、プラットフォーム通信標準仕様として公開されるXMLスキーマにて定義される共通ヘッダの処理ができること。 ③自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のメッセージ交換パターンの1つである「リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス」のPF通信を行えること。 | 必須 | ◎ | |

備考欄(前提条件や制限事項)

【付録2.1】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト：「業務ユニット」

| (3)PF準拠確認チェック項目(準拠ルール) | | | | |
|---------------------------------|----|-------|-----------|------------------------------------|
| ◎:対応、○:制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり)↓ | | | | |
| 番号 | 要件 | 準拠ルール | 必須/ 選択 | 製品・ システム 確認 APPLIC 確認欄 |
| | | | | |